

体言文とウナギ文

石 神 照 雄

キーワード：述体 体言文 用言文 ウナギ文 主語

- 一 はじめに
- 二 用言文と体言文
- 三 体言文の意味
- 四 ウナギ文の構造
- 五 体言文の形式

一 はじめに

世に山田文法と称する、山田孝雄の文法研究は、『日本文法論』（山田一九〇八）からしても百年を迎えようとするものである。山田は、文を、

・ 喚体…感情の発表形式、命題の形式を成さない、呼格（体言）による一元性

・ 述体…理性の発表形式、命題の形式を成す、主格（体言）―賓格（用言）による二元性と述格（用言）の関与

と規定する（山田一九〇八、一九三六）。感情であれ理性であれ、何かを述べるといふ文の内容の根幹は判断であり、二種類は判断の在り方の異なりを根拠にしたものである（石神一九九九）。山田の述体の論理は、主語―述語といふ文の形式が在ること、これを象る

為に語の種類として体言と用言が在ること、即ち構文関係と語の類別という領域を連関的に説くものである。これは、文法研究の基底として極めて重要なものである（石神二〇〇二）。

述体文の具体として、例えば、

花 咲く。

主語 述語

を掲げるとき、「主語とは何か」「述語とは何か」とは一見問うまでもない自明のことのように思われる。しかしながら、文法論の概念規定としては如何。また、これを教授するに際して、直接的ではなく例示による体得を旨指すとした場合、例文として妥当なものは何か。この種のことを問題とするならば、三上章の「中等文法批判」の言説（三一―九五三）は今日に至っても有効である。即ち、述語を担う品詞の在り方、主語―述語関係に立ち入って関与する助詞の在り方、という現象的な姿を通して、述体文の内部構造や意味規定は依然として問題である。日本語の文に主語は存在するのとか、日本語に在るものは、主語―述語関係ではなく、題目（主題）―解説（叙述）関係である等の議論は連綿と続いており、また文法研究の成果としても蓄積の多いところである（注1）。

本稿は、述体の論理を踏まえ、体言文の意味と形式について検討する。また、特殊な体言文としてのウナギ文の構造を追究することにより、体言文の内部構造を明らかにする。

二 用言文と体言文

山田文法は、

- ・ 判断の構造に於ける繫辞
- ・ 構文の位格としての述格
- ・ 陳述の在処としての用言

というように、判断の構造と文の構造を連関的に検討することで、述体の中核をなす用言に至る。右のことは、述体文の原理を分析判断に拠るものとし、事態分析の判断と構文関係を、

- ・ 「実体―属性」―繫辞
 - ・ 「主格―賓格」―述格
 - ・ 「体言―用言(実質)」―用言(陳述)
- と導く。これに先の例を重ねると、

- ・ 「花―咲く(実質)」―咲く(陳述)
- ・ 花―咲く。
- ・ 主語―述語。

を得る。ここでの在り方は、

- ・ 主語とは、判断の对象的次元の実体が、位格関係の主格となり、これが構文上を実現したもの。
- ・ 述語とは、判断の作用的次元の繫辞が、位格関係の述格となり、これが構文上を実現したもの。

という把握を一見支持するかに思わせる。

しかしながら、述語とは、直ちに述格の用言なのであろうか。ここに疑念が生じる。右のような場合、賓格と述格が同一の実質用言で担われ明らかではないが、述格が形式用言で担われるものの場合、

文形式として主語に應ずる述語とは何かが分明となる。主格と相関する賓格が、述格の関与、即ち陳述の関与を受けることによって述語となるのである。単に判断の作用的な次元を表す語を取り上げ、名称を与えたのではない。述格の用言が直ちに述語ではない。

右の意味するところは、主語にも波及する。主格の語が直ちに主語ではない。述格の関与を受けることで主語となるのである。即ち、述格の関与を受けた主格―賓格が、主語―述語という文形式を為すのである。主語と述語が文の部分として相関する、これが事態の判断を表す述体文の形式である。(石神二〇〇五)。

述体に於いて主語と述語が相関するとは、体言と用言とが語序を為し、これを以って文法に適った文である、と承認することである。再び先の例文を取り上げ、これを文から判断へと辿れば次のようである。

- ・ 花 ― 咲く。
- ・ 主語 ― 述語。
- ・ 花×(陳述) ― 咲く×(陳述)
- ・ 体言×(陳述) ― 用言×(陳述)
- ・ 「花―咲く(実質)」 ― 咲く(陳述)
- ・ 「体言―用言(実質)」 ― 用言(陳述)
- ・ 「主格―賓格」 ― 述格
- ・ 「実体―属性」 ― 繫辞

例文は、「花」が体言で主語、「咲く」が用言で述語であることで、内容の統一と形式の完結が同時に実現し、実体と属性の相関を以て事態(花が咲くコト)を象った話者の判断が在る、と承認される述体文である。

述体文に於いて、主語は述語と対の関係にあり、文の形式として

互いを欠くことが出来ない。山田文法を批判的に継承し、文の法則を追究しようとする者にとり、助詞ハ・ガ、述語を担う品詞の在り方といった文の現象的な異なりへと進むとき、主語はこれに近い概念の「題目（主題）」の登場と相俟って、議論は錯綜する。

さて、用言を述語とすることと、体言を述語とすることとは、今日構文論的には、文の述語という点で同等のものとされる。果たしてそうであるうか。

動詞文と形容詞（形容動詞）文を併せて、用言文とすることは、文形式としても意味規定の上からも類同性が大きい。述体として位格関係は等しく、助詞のハとガが文の意味規定に預かることも同じである。但し、動詞文では格助詞ガにより事実を描写する現象文が一般的である。これが係助詞ハにより題目提示の文に転換する。また、形容詞文では係助詞ハにより論理を解説する判断文が一般的なものである。これが格助詞ガにより現象文の意味を担うこともある。各々を示せば以下のようになる。

花が咲く。（現象文）

花は咲く。（判断文）

花は美しい。（判断文）

花が美しい。（現象文）

しかしながら、体言文に於いては、助詞ハ・ガと文の意味規定は用言文の在り方に収まらない。異なる様相を呈する。

体言文の一般的なものとして、

太郎は大学生だ。

を第一文とする。これからハをガへ転換して第二文を得る。このとき、第二文には類同の意味のものが直ちに思い浮かぶ。即ち、第一文の主述転倒と助詞ハという姿で第三文が現れる。その第三文に対

しハをガへ転換して第四文とすると、これは第一文の主述の位地を転倒した姿である。第一文と第四文は、太郎が何者であるかということに対し、大学生であることを解説する。この点での意味は同じである。また第二文と第三文は、大学生であることを該当するものは太郎であると指定する。意味するところを「解説」「指定」とすれば、

太郎は大学生だ。（解説）

太郎が大学生だ。（指定）

大学生は太郎だ。（指定）

大学生が太郎だ。（解説）

という四つの文を得る。

体言文とは何か。

体言文は、右のようにハとガが交替する。しかしながら、用言文がハとガの交替を以て示した意味規定、

・助詞ハの用言文・論理を解説する判断文

・助詞ガの用言文・事実を描写する現象文

という特徴の区別を、体言文はそのようには示さない。

体言文に於いては、ガの文とは言え、第二文も第四文も単なる事実の描写ではない。ハの文も同様に描写ではない。四つの文は、何れかと言えば形容詞文的な判断文に近いと言うことが出来る。ハの第一文の解説は、ハ形容詞文的な判断文に形式的にも意味的にも最も近い。ガの解説の第四文は特異である。この文には、「大学生であるのが、ソノヨウニ、太郎（ガ自ラニ於イテ）だ。」の如く、太郎が何であるかの解説として、その大学生であることを強調するための指示が加えられていると考えられる。「大学生」の意味の把握として、第一文では一般を指すものであるのに対し、他は「ソウ／

ソノヨウニ(デアル)大学生」とでも言い表すような限定性を纏っている。第二文と第三文とが担う指定という意味規定は、用言文には無いものであり、体言文に独自のものである(注2)。

体言文の内部構造は如何なるものか。

体言文は、現象する姿を以て、自らの内部構造を用言文が持つ位格関係に準えることで、述体とすることができ。山田文法では、このとき、述格は体言に付属する形式用言が担うとすることで、整合性が図られている。二つの体言は主格―賓格の位格関係を執る。述格の関与を受けた賓格体言が述語という文形式を為すとするのである。

三 体言文の意味

述体文の中で意味規定に関しては、前節でも指摘したところであるが、殊に体言述語文には論ずべきことがある。それは以下のことである。

体言文に於ける位格関係及び文の形式(主語―述語)は、賓格に体言、述格に形式用言という配置を以てすれば、用言文との間に齟齬はない。しかしながら、用言文の賓格は、分析判断として内実は属性であった。このことよりすれば、体言文の賓格を担う体言とは、実体としてではなく、属性的に機能しているものと推測される。

イナゴは害虫だ。(体言文)

イナゴは有害だ。(用言文)

体言文、殊にハ体言文(解説)は、ハ形容詞文が担う判断文に意味的に近似している(三上一九五三)。述語として賓格体言が表す内容は、結果として形容詞が述語で表す属性に相当する。何となれ

ば、体言(「害虫」とは、言わば属性の束ねに貼り付けられた指標である。「品定め文」(佐久間一九四一)或いは「形容詞文」(川端一九五八)と称される所在を、体言述語文にも与える所以である。

右の、体言文に関する意味規定は、体言という語に対し概念の内包表示の役を負わせることである。これを以て述体の論理を実現させるのである。一つの体言を主語に、もう一つの体言を述語にという現象的な在り方から、山口光は「二体言文」と称する。

・主語と述語の体言が外延・内包の何れを担うかという区分

・問答関係の既知項と未知項を担うハ・ガによる文の区別

という点から、四つの体言文に対し特徴を分析する(山口一九七五)。ハは正規文が持つ既知から未知への展開を担い、ガは未知項を文頭に転位し意味規定の強調を担う(注3)。

いま正規文の意味規定という点を踏まえ、先に掲げた第二文と第三文を入れ替えて整理すると、

- 1 太郎は大学生だ。 外延+内包…正規解説文…内包の規定
 - 2 大学生は太郎だ。 内包+外延…正規指定文…外延の指定
 - 3 太郎が大学生だ。 外延+内包…転位指定文…外延の強調指定
 - 4 大学生が太郎だ。 内包+外延…転位解説文…内包の強調規定
- である。

ここで、体言文を構成する二つの体言は、

〔ハ太郎…外延〕〔大学生…内包〕

というように表示する概念の役割を分担している。意味の近似から形容詞文の枠に体言文を入れ、両者を等し並みに形容詞文として扱うのであるが、これは、文1に於いて「大学生」に内包表示の意味を負わせ「大学生・的/性・デアル」という述語設定をしたことに拠るものである。

右の体言文では、役割分担をした「太郎」と「大学生」は概念の上では〈個〉と〈種〉の関係にあるものである。また、

5 クジラは哺乳動物だ。外延+内包…正規解説文…内包の規定

6 哺乳動物はクジラだ。内包+外延…正規指定文…外延の指定

7 クジラが哺乳動物だ。外延+内包…転位指定文…外延の強調指定

8 哺乳動物がクジラだ。内包+外延…転位解説文…内包の強調規定

〔クジラ…外延〕〈哺乳動物…内包〉

という場合の「クジラ」と「哺乳動物」は〈種〉と〈類〉の関係である(注4)。

文の意味の根拠を為すものは、体言文に於いては外延・内包という観点で体言の概念を捉えることであるが、その帰する所は体言相互が概念の階層関係の中で占める地位如何である。二つの体言には、包摂・被包摂の概念関係がある。そのことを、下位の概念は外延表示、より上位の概念は内包表示、という役割関係に転換することで、実体と属性で事態を象る用言文の主語―述語関係に相当するとしたのである。ここに掲げてきたような、一般の体言文は、我々が持っている知識の体系を根拠とするものである。

体言文は、二つの意味規定に応じた二つの形式、及びその強調の転位の形式が並ぶ。したがって、その形式は、

〔体言A〕ハ〔体言B〕ダ。(解説文)

〔体言B〕ハ〔体言A〕ダ。(指定文)

〔体言A〕ガ〔体言B〕ダ。(転位指定文)

〔体言B〕ガ〔体言A〕ダ。(転位解説文)

である。ここには、体言A…下位概念、体言B…上位概念という概

念間の関係性が前提として在る。

ところで、述体文の典型としてのガ用言文、即ち現象文とは、一つの事態を取り上げその存在を承認するものである。その文形式が主語―述語である。このとき、主語と述語を担う体言と用言は一つの事態での実体と属性である。同一事態の二つの相として、実体と属性は同じ次元のものである。事態を象るものとして同等であり水平の関係にある。このことを、文の形式は受け継ぎ、これを担う主語の体言と述語の用言は同次元的存在である。

これに対し、体言文で文の形式を担う二つの体言は、概念の階層関係の中にある。垂直の関係で体言間の意味的關係を抽出するということである。次元が異なることを以て文であること的關係を設定している。体言文の主語、体言文の述語、両者は異なる次元に在ることについて、文である根拠を為す。

体言文とは何か。

体言文の意味規定と形式を右のように捉えるとして、しかしながら、用言述語文と体言述語文とは果して同じ述体構造のものなのであろうか。用言文こそは、言うまでもなく山田文法が説く述体である。だが、体言文は、右に見るように、これは正しく述体の論理を展開したものであるか。現象する体言の二項関係を主語―述語関係に適用し、ここから位格関係の内的処理を施すことによって、用言文の形式に準えた。謂わば用言文めかしての扱いが行われたのではないか。この在り方は便宜に過ぎないのではないか。筆者の疑念はここに積もる。

用言文に於いては、実質用言は、賓格と述格を重ねて担うこと、即ち結果として自らが一語で〈属性+陳述〉を表すと見なされることで述語であった。一方、体言文では賓格と述格は別々の語が分担

している。二つは重なることで述語である。とすれば、述語に相對するものは主語であり、述語と同じく述語の関与を受けたものとすれば、賓格に相對していたのは主格であり、ここに述体の位格關係を見ることになる。即ち体言文は、用言文と同じく主語―述語という文の形式に於いても、位格關係を捉えた構文關係に於いても、等しく述体に属するものである、となる(注5)。

体言文に於いて、述語の地位に在るものは、何れの意味規定のものも体言である。仮に体言に概念の内包性を担わせて形容詞文の扱いをするとしても、それが有効なのは直接には正規解説文の述語に留まる。転位指定文で、現象上の述語の位置にある体言は、内包性を持つとしても、その内包性は、正規指定文では主語の位地にあつたものである。ただしそれは、正規解説文では述語の位地にあつた内包性である。また、転位解説文の現象上の述語の体言は、正規解説文の主語であり外延である。正規文を一般的なもの、転位文を故意的なものとして排除するにしても、正規文の指定文がある。正規指定文の述語体言は元々外延である。正規指定文に対し、その意味規定から形容詞文に相当すると見なすことは出来ない。正規指定文では、屬性でもなく概念の内包性としてでもなく、概念の外延性として、即ち実体であることを以て、述語の地位に体言を置くのである。この点は先に取り上げた用言文と決定的な違いである。

体言文は、体言文としての独自の内部構造を持っているのではないか(石神二〇〇五)。

四 ウナギ文の構造

ところで、体言文と言えば、一般に我々が意識するものは概念の

階層關係を根拠にしたものである。しかしながら、現象的には二体言が相關する文である。そのことから、特殊な体言文というものがある。「ウナギ文」と称されるもので、例えば、

ボクはウナギだ。

太郎は納豆だ。

である。述語は体言であるが、一般の体言文が示す解説の意味規定に馴染まない文である。筆者はこの種ものの内部構造を分析することから、次のような見通しを得た。

- ・ウナギ文の分析で用言文に準える扱いは妥当なものではない。
- ・ウナギ文は前提として体言が各々に於いて文としてある。
- ・ウナギ文の前提となる文には連文關係が潜在する。
- ・連文關係の核となる概念がある。

つまり、ウナギ文は、現象的には、ハ用言文に相当する一文的な在り方の文であるが、その背後には、中核概念を以て二つの体言概念を取り結ぶ認識の枠組關係が構成され、これが潜在的に在ること、文としての意味關係を支えているのである。更に、ウナギ文の内部構造の分析は、一般の体言文に於いても妥当する(石神二〇〇七a、二〇〇七b)。

さて、例として掲げたウナギ文の体言が表示する概念に対し、

〔ボク・外延〕へウナギ・内包〕

〔太郎・外延〕へ納豆・内包〕

と、役割分担の關係を捉えたとしよう。しかしながら、これを以て、ウナギ文を有意味な文である、として受け入れることは出来ない。「ウナギであるボク」とか「納豆である太郎」といったものを、日常的な知識の体系に収めることは出来ない。収まっている「日常」があるとすれば、右のウナギ文は日常のウナギ文ではなく「日

常の解説文」である。

二体言文の姿を見せながらも、ウナギ文が解説文と異なる所以は、直接には体言が表す概念の役割関係の違いである。

太郎は大学生だ。(解説文)

Ⅱ「太郎・外延」〈大学生・内包〉

太郎は納豆だ。(ウナギ文)

Ⅱ「太郎・外延」〈納豆・外延〉

ウナギ文では、述語体言が内包性を發揮しない。「納豆」は「太郎」と同じく外延を表すものであり、両者に概念間の階層関係は生じない。

右は次のことを導く。解説文の体言(「太郎」「大学生」)に於いては、二項の関係は自律的であり一意的である。解説文の意味は、表現された体言自体の二項関係を以て決定される。これに対して、ウナギ文の体言(「太郎」「納豆」)に於いては、二項は文脈依存的な関係にある。文脈を離れてはウナギ文は意味を為さない。二つの体言を結ぶ関係の枠組が文脈に潜在的に在る。このことを根拠にして、ウナギ文は有意味である。ウナギ文では、表現された体言の地位は、枠組関係に於いて保たれている。枠組関係を司りこれを象徴する中核概念が文脈から抽出されて文脈に潜在する。

ウナギ文とは、文脈から抽出した枠組関係を根拠にして文の有意味性を保証する文である。

いま、

太郎は納豆だ。(ウナギ文)

を構成する枠組関係の中核概念として、適当なものを挙げれば、次のようなものが設定される。

〈太郎〉―〈納豆〉…〈苦手な食物〉

〈太郎〉―〈納豆〉…〈好んでよく食べる食物Ⅱ好物〉

〈太郎〉―〈納豆〉…〈幼い頃を思い出す食物〉

〈太郎〉―〈納豆〉…〈好みの寿司ネタ〉

実際に、中核概念が何であり枠組関係が如何なる在り方かは、当該の文が関わる現実の文脈に於いて決定される。

ここで、仮に文脈から中核概念として〈苦手な食物〉が導かれて在るとするとき、右のウナギ文の内部構造は、

太郎は、苦手な食物に関して、納豆だ。(枠組関係の文)

Ⅱ「太郎・外延」〈苦手な食物・枠組関係〉〈納豆・外延〉
という枠組関係の文が担っているものである。

右のことは次のことを導く。

即ち、現象する語の行列が同じで外形上は同一の表現と見なされるものであっても、ウナギ文に於いては、枠組関係それ自体が非表現であることから、内容上は別の文ということが有り得る。

また、文脈状況に起因して中核概念が抽出され、それが枠組関係として具体的に展開されるのであるから、次のようことが生じる。例えば、

次郎はイカだ。(ウナギ文)

三郎はタコだ。(ウナギ文)

四郎は里芋だ。(ウナギ文)

五郎は蒟蒻だ。(ウナギ文)

として実現した文に於いて、各々の中核概念自体が別々の枠組関係で担われた場合もあれば、同じ中核概念で構成された枠組関係であって参与する体言だけが異なる場合もある。枠組関係の在り方がウナギ文の意味を決定する。

さて、ウナギ文について、枠組関係の文との関連から、更にその

内実へと進むならば、

太郎は納豆だ。(ウナギ文)

太郎は、苦手な食物に関しては、納豆だ。(枠組関係の文)

太郎が苦手な食物を持っている。／太郎に苦手な食物がある。

(現象文／存在文)

(ソノ) 苦手な食物は納豆だ。(指定文)

というように、後二つの二系統の文が連文的に在ることを見るのである。ウナギ文の体言は、それぞれが枠組関係(実際的には中核の概念)と結合して文を為す。と同時に連文関係的な相関関係にある。現象上二項の相関ということで、単独の用言文めかした姿ではあるが、文脈から抽出した枠組関係を介しての連文的相関、これがウナギ文の内部構造であると考えられる。

ウナギ文は、文脈の中で具体化された枠組関係の認識が前提され、意味であることの根拠を為す。認識を文として表現するに際して、具体的な在り方に参与する二項の体言概念のみを抽出し、枠組関係の中核概念は潜在化させ非表現としたもの。これが、我々が特定の場面で臨む現実のウナギ文である。枠組関係の媒介を根拠とした体言二項の臨時的結合である。

右のことは、ウナギ文を成す要素の体言について新たな観点を導くものである。ウナギ文の二項の体言は、単なる体言ではなく、枠組関係に支えられ、これを自らの存立の基盤とするものである。約めて示せば、二系統の文から転換した、

苦手な食物を持っている「太郎」／苦手な食物がある「太郎」

苦手な食物として指定された「納豆」

という連体、即ち意味規定を負わされた体言である。

太郎が納豆を食べた。(現象文)

という現象文に於ける「太郎」「納豆」という体言が担うのは、「動作主」「対象」という意味である。これらは、謂わば事態を構成する諸相の一つであり、属性に対応して実体を切り取ったものである。意味の異なりは事態を構成する論理関係を反映する。現象文の体言は、ウナギ文の体言が背負わされた枠組関係との連関というようなものを、現象文に参加するに際して主張することはない。仮に、当該の体言が表すものが、物語の中で様々に意味付与が行われたということがあるとしても、その体言が参加する文が現象文としてあるときは、現象文に於いては枠組関係なるものは慮外のものである。現象文という性質の文に参加する体言は、何らの枠組関係をも負わされることなく、実体をして事態の部分を成すということを表すのである。

ウナギ文は見かけ上は二つの体言が並んで在る。したがって、

「体言A」ハ「体言B」ダ。

を、その形式とする。しかしながら、その体言はウナギ文としての枠組関係を負わされた体言である。ウナギ文は文脈に依存する文である。ウナギ文の形式とは、この点を含意されたものとしての二体言の相関である。

ウナギ文の形式、即ち文脈依存の二体言の相関ということは、

「体言A」ハハ

「体言B」十ダ

という、謂わば文節単位としてあるものを、切断すること、接続すること、という意味を包含する。と同時に、これを以て文を実現するに至ることを表明する。ウナギ文に於いて二項の体言には「切れと続き」がある。

現象文の中に在る体言は、一つの事態ということに覆われれば、

直ちにその中に解消する。現象文の体言は、述語用言の下に於いて、分立と統合を為すことが自明である。これが格関係である。だが、ウナギ文に於ける体言は、格関係に収まるものでも、或いは単に格関係が転じたものでもない。それは、本稿のこれまでの検討、及び既に明らかにしたところである（石神二〇〇五）。

体言文に限らず、文に於ける断続の問題は、日本語に於いては焦点が係助詞へであることは既に知られるところである。森重敏の一連の研究が「係結的断続関係」及び「論理的格関係」という観点から明らかにするところである（森重一九五九、一九六五、一九七一）。

なお、ここに至れば、先に一般体言文を分析する中で明らかになつた助詞ガの在り方のこと、即ち係助詞へと同価値的に構文の意味規定を担うことは、助詞としての所属の問題も含め、更に追求すべき問題である。体言文の助詞ガは、単なる格助詞として在るものではない。

五 体言文の形式

さて、ここでウナギ文の解析を踏襲すれば、典型としての体言文、即ち解説の二体言文、

太郎は大学生だ。（解説文）

Ⅱ〔太郎…外延〕〈大学生…内包〉

は次のように考えられる。なお、述語体言の内包性については後に述べる。まず、解説文に於いても、

太郎は、身分に関して、大学生だ。（枠組関係の文）

Ⅱ〔太郎…外延〕〈身分…枠組関係〉〈大学生…外延〉

〔太郎〕—〔大学生〕…〔身分〕

というように、枠組関係の象徴として中核概念（〔身分〕）が抽出される。そして、

太郎が身分を持っている。／太郎に身分がある。（現象文／存在文）

（ソノ）身分は大学生だ。（指定文）

と、二系統の文が連文関係的に相關することを以て、枠組関係の内実と捉えることも出来る。

以上から、次のことを結論として得る。

解説文とウナギ文とは、内包規定と特殊な意味規定というように、表面的な意味関係の異なりが指摘されるが、文の基盤となる枠組関係に於いて解析するとき、両者の内部構造は同じである。解説文の二項の体言も枠組関係に支えられ、枠組関係が体言自らの存立の基盤である。二つの体言は、二系統の文から、

身分を持っている「太郎」／身分がある「太郎」

身分として指定された「大学生」

という連体関係で意味規定を負わされている。ただし、解説文の枠組関係とは、当該の文脈に依存して臨時に設定されたものではない。この点がウナギ文の場合と異なる。解説文の枠組関係は、予め在るもの、即ち我々が何かの存在を思い浮かべるとき、日常に於いて知識の体系として浮かび上がるものである。（〔身分〕という枠組関係で、「太郎」が関与する具体的な枠組関係の展開で析出される「大学生」は我々の知識の体系で、〔身分〕という概念に包摂される位地にある。ウナギ文のように、臨時に枠組関係の中核概念を纏わせるまでもなく、謂わば自前で「大学生」は〔身分〕の概念を纏っているのである。我々の日常に於ける知識の体系を以て枠組関係と

した時点に於いて、既に解説文が有意味であるための条件として、述語体言は内包性、即ち主語体言よりも上位の概念の位地にあることを決定されている。

ところで、ウナギ文と解説文

太郎は納豆だ。(ウナギ文)

太郎は大学生だ。(解説文)

に対して、各々の枠組関係を担っている文として、

太郎は、苦手な食物に関しては、納豆だ。(枠組関係の文)

太郎は、身分に関しては、大学生だ。(枠組関係の文)

の形式を取り上げたが、この他に、

太郎は納豆が苦手な食物だ。(ウナギ文↓二重主語文)

太郎は大学生が身分だ。(解説文↓二重主語文)

という文も、同じ枠組関係を内実とする文ということが出来よう。

これは所謂二重主語の文である。ここに、ウナギ文、枠組関係の文を併せて示せば、

〈X〉ハ〈Y〉ダ。(ウナギ文／解説文)

主語 述語

〈X〉ハ〈Z〉ニ関シテハ〈Y〉ダ。(枠組関係文)

主語 枠組関係 述語

〈X〉ハ〈Y〉ガ〈Z〉ダ。(二重主語文)

総主 主語 述語

と一般化することが出来る。

ウナギ文の主語は、二重主語文では「総主」或いは「題目」と称される「一ハ」である。このとき、ウナギ文の述語は、二重主語文では主語「一ガ」という地位にあるものである。二重主語文の述語とは、枠組関係文に於ける中核概念である。これは、ウナギ文では

潜在化され、現実のウナギ文の形式には占める位地が無いものである。

右のことは、解説文の場合も同じである。主語とは何かの問題は、このような連関も追求する必要がある。

六 おわりに

文法上の文として、述体の論理を出発点とするとき、解説文、ウナギ文という意味区分を超えて、体言文の主語―述語関係は問題である。文を組み立てる内部構造として追究されるべき課題は多い。体言文の研究に課せられたものは用言文めかした単文扱いではなく、論理的には推論関係に於いて検討すべき課題である。これは、現状の現象的な扱いを超えて、更に追究されるべきものである。体言文の研究は新たな文法論の地平を拓く。

〈注〉

- 1 例えば、佐久間鼎の「物語文」と「品定め文」(佐久間一九四一)、三尾砂の「現象文」と「判断文」(三尾一九四一)という弁別は、述語の品詞性と文の意味規定に関わる問題設定である。同じく「動詞文」と「名詞文(形容詞文・準詞文)」という文の弁別を行う三上章には、述語一本建ての主語廃止論、日本語構文としての題述関係の設定、助詞ハによる格の代行説がある(三上一九五三、一九六〇、一九七〇)。

松下大三郎は、構文関係に「提示」の関係を認定することから「題目の助辞」としてハ・モを設定し、これを有する「題示的叙述」とこれを持たない「無題的叙述」というように、文の原理的規定と助詞論

の連関を説く(松下一九二四、一九二八、一九三〇)。

なお、山田文法には「句中に於ける語の配列」として「自然の配列」に対する「故意的配列」に「提示的語法」の説がある。位格関係は、文の成分として構文上に語を表すとき、自然に正規の位地を占めるものであるが、特別の意図の実現として、主格ではないが文頭に立つものがある。それが形態から主格的なものと誤認されることがあると説く(山田一九〇八、一九三六)。右の有題無題による文の区別について、松下は、我々が判断を立てる場合の思惟の範疇であるとする(松下一九三〇)。松下文法に在る、題目論を展開し題目解説という構文関係を説くという面は、山田文法の中には積極的ではないが、文に於ける思惟の範疇の区別に助詞への関与を捉えている点で両者は等しい。

2 ここに言う用言文は、体言と用言で主語―述語関係を構成する一般の用言文形式のものである。ただし、現象文としてのガ用言文の文末を「ののだ」と加工したり、これを読み込んだものを用言文として持たずならば、用言文にも主語の指定という意味を捉えることが出来る。更に関連するものとしては、用言文での主述の転倒、所謂分裂文があるが、これらに就いての検討は今回は除く。

3 ここでの助詞がは、問答という談話関係の意味を助詞へと同じく担っていることになる。先に、ガ体言文の意味として、指定の場合(第二文)も解説の場合(第四文)も、動詞文的な事実の描写ではないと捉えたことよりすれば、我々は此処に、格助詞ではなくハと同じ領域にあるガ、というものを見ていることになる。これについては、ハ体言文を用言文の題目提示に準えることが妥当でないことを明らかにする中で、ガ体言文が用言文に於ける格を担う基底としての現象文ではない、ということ論じた(石神二〇〇五)。

4 一般的に体言文として我々が意識するものは正規解説文である。他の種類の体言文は何らかの文脈の背景が必要である。背景が無い場合は、具体的な文としては、文単独での自立的な意味の把握が困難であ

る。先に、第一文とした正規解説文以外の「大学生」について限定性を纏うとしたことは、此処での問題である。四区分は、体言文に於ける意味規定に異なりを捉える組織を一般として示したものである。

5 体言述語が実用言の述語に相当する。この論理を支えるため、山田文法は「陳述」だけを担う語を「形式用言」として用言の内部に特立した。山田の「陳述」を文の成分として実現しようとする渡辺文法では、助動詞の内部に「甲種」という領域を設定し、形式用言説を継承することとなった(渡辺一九七一)。このことは、述体の位格関係に発する文形式としての述語、という捉え方とは別に、既定の成分構成を以てすれば文に述語が実現する、という見方を生み出すものとなった。実用言とは、属性と陳述を自ら重ねて有するが故に述語に成る指標を予め持っているのである。つまり、主語と関係的に規定されることなく、述語が構文上に在るのである。判断の構造との連関は分断され、構文上に述語が在ることを以て、文であることが一次的に設定される。此処では、主語は文規定の枠外に置かれる。主語は他の連用的なものと共に二次的存在でしかない。日本語の文法研究に於いて主語を根拠不明なものとする兆しは、述体論の流行にあった、と考えられる。

〈参考文献〉

- 石神照雄 (一九八九) 「ハとガー主題と主語―『日本語の文法文体(上)』(講座日本語と日本語教育4) 明治書院
- 〃 (一九九九) 「文に於ける呼格と述格」『信州大学人文科学論集』三三三号
- 〃 (二〇〇二) 「文の論理と語の類別」『国語論究第一〇集現代日本語の文法研究』明治書院
- 〃 (二〇〇五) 「文の論理と体言文」『日本語学の蓄積と展望』

明治書院

- 〃 (二〇〇七a) 『体言文と主語―述語』 信州大学人文科学論集 四一号
- 〃 (二〇〇七b) 『体言文の構造』 『ことばの論文集 安達隆一先生古稀記念論文集』
- 奥津敬一郎 (一九七八) 『ボクヘウナギダ』 の文法―ダとノー― くらしお出版 (一九九三、くらしお出版)
- 〃 (一九八一) 『ウナギ文はどこから来たか』 『国語と国文学』 五八巻五号
- 川端善明 (一九五八) 『形容詞文』 『国語・国文』 二七巻一二号
- 〃 (一九七六) 『用言』 『岩波講座日本語6巻文法I』
- 北原保雄 (一九八一) 『日本語の文法』 (日本語の世界6) 中央公論社
- 佐久間鼎 (一九四一) 『日本語の特質』 育英書院
- 時枝誠記 (一九五〇) 『日本文法口語篇』 岩波書店
- 松下大三郎 (一九二四) 『標準日本文法』 紀元社
- 〃 (一九二八) 『改撰標準日本文法』 紀元社
- 〃 (一九三〇) 『標準口語法』 中文館
- 三尾 砂 (一九四八) 『国語法文章論』 三省堂
- 三上 章 (一九五三) 『現代語法序説』 刀江書院 (一九七二、くらしお出版)
- 〃 (一九六〇) 『像は鼻が長い』 くらしお出版
- 〃 (一九七〇) 『文法小論集』 くらしお出版
- 森重 敏 (一九五九) 『日本文法通論』 風間書房
- 〃 (一九六五) 『日本文法―主語と述語―』 武蔵野書院
- 〃 (一九七二) 『日本文法の諸問題』 笠間書院
- 山口 光 (一九七五) 『二体言文の論理の意味』 『国語研究』 (國學院大學) 三八号
- 〃 (二〇〇一) 『還元文法構文論』 発行けいめい出版、発売くらしお出版

山田孝雄

- 〃 (一九〇八) 『日本文法論』 宝文館
- 〃 (一九三六) 『日本文法概論』 宝文館
- 渡辺 実 (一九七二) 『国語構文論』 塙書房

(二〇〇七年十二月二十日受理)